

平成23年(行ウ)第9号 損害賠償履行請求事件

原告 吉井 博 外117名

被告 御船町長山本孝二

答 弁 書

平成23年 9 月 1 日

熊本地方裁判所民事第2部合議B係 御中

〒862-0924

熊本市帯山4丁目23-20

竹中潮法律事務所

被告訴訟代理人 弁護士 竹 中



TEL 096-382-3188 / FAX 096-382-3479

〒860-0012

熊本市紺屋今町2番1号コーヨービル5階

津留山村法律事務所 (送達場所)

被告訴訟代理人 弁護士 本 田 悟 士



TEL 096-312-8511 / FAX 096-312-8512

〒861-3296

熊本県上益城郡御船町大字御船995-1

被告指定代理人

竹 下 紀



同

野 口 利 昭



同

吉 本 正 剛

同

島 田 誠 也



第1 本案前の答弁

- 1 原告らの訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

後記求釈明により明らかとなるべき事項ではあるが、仮に、原告らが平成21年2月10日の金2億円、同年5月29日の金9279万3000円の各補助金支出をもって、地方自治法第242条の2第1項第4号に定める財務会計行為と主張するのであれば、本件訴えは、次のとおり不適法である。

- 1 住民訴訟の提起については適法な監査請求を経ている必要がある（監査請求前置主義－地方自治法第242条の2第1項前文）。また、適法な監査請求を経ている場合、監査請求の結果が通知された後、1ヶ月以内に提訴する必要がある（地方自治法第242条の2第2項）。
- 2 しかし、平成21年2月10日金2億円の支出については、監査請求がなされておらず、仮に、同23年2月25日付監査請求が同支出に対する監査請求であるとすれば、支出後1年以上を経過して、監査請求自体不適法であるから（地方自治法第242条第2項）、本件訴えは不適法である。

また、平成21年5月29日金9279万3000円の支出については、監査請求がなされたのが同22年5月26日（同年6月7日受理）、これに対する結果が通知されたのが同年7月23日である。監査請求が受理されたのは支出後1年以上経過した後であり、また、その点を措くとしても、監査請求の結果が通知された日から本件訴えの提起までに1ヶ月以上経過しており、いずれにしても本件訴えは不適法である。

第3 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

との判決を求める。

第4 請求の原因に対する答弁

- 1 同第1について

認める。

なお、原告1、原告2、同第1、同第2及び同第3については、当事者目録記載の住所が住民基本台帳上の住所と異なる、あるいは、不足があり、原告1及び原告2については、同目録記載の氏名が同台帳上の氏名と異なる。

- 2 同第2について

- (1) 同1

概ね認める。

但し、地域バイオマス利活用整備交付金事業は原告の挙げる「バイオマス利用対策交付金等交付要綱」のみに基づくものではない。この点追って主張する。

- (2) 同2

概ね認める。

本件事業の具体的内容等については追って主張する。

- (3) 同3

- ア 同(1)項について

御船町が、平成21年2月10日、訴外御船竹資源開発株式会社（以下「訴外会社」）に対し、国からの補助金2億円を交付した事実のみ認め、その余は争う。

イ 同(2)項について

(7) 同第1段落記載の主張のうち、訴外会社が「用地取得及び建築確認に時間を要し、予定より着工が遅れ収支予算額に変更が生じた」として、収支予算等を変更し平成20年度地域バイオマス利活用補助金の減額承認を受けたいとの申請をした事実（なお、同申請は平成21年3月19日）、これに対して同月30日付けで国から交付金の額を2億9279万3000円とする交付決定の変更及び減額交付決定がなされた事実は認め、その余は争う。

なお、工場用地については、熊本県が所有する産業団地の一区画につき、仮申請事前協議まで了しており、県作成のパンフレットにも「予約済」と記載されていた。

(1) 同第2段落記載の主張のうち、御船町が、平成21年5月29日、訴外会社に対し、国からの補助金9279万3000円を交付した事実は認め、その余は争う。

(ウ) 同第3段落記載の主張のうち、補助金の交付の事実及びその額は認め、その余は争う。

(4) 同4

争う。

訴外会社は、期限内での事業遂行ができなくなったことから、地域バイオマス利活用補助金を使つての事業（補助事業としての継続）を断念したにとどまり、民間資金での事業継続をなお模索しているとの報告を受けている。

(5) 同5

平成22年4月7日の町議会に2億9279万3000円の自主返還のための補正予算案を上程したが議会により否決された事実、同年11月29日の議会に再度補正予算案が上程された結果、同案は可決され、2億9279

万3000円を国へ返還するに至った事実は認め、その余の経過等については争う。

(6) 同6

訴外会社に実態がない状況であるとの主張について争い、その余は認める。

3 同第3及び同第4について

後記第5求釈明に対する原告ら回答を待って、認否反論を行う。

4 同第5について

平成23年2月15日に原告らが住民監査請求を行ったこと、同年4月15日に御船町監査委員が「勧告」を出したこと、同年5月16日に被告が「勧告」に応じられない旨回答したことは認めるが、各具体的内容（監査請求内容、勧告内容、回答内容）及びその適不適は争う。

第5 求釈明

1 行為の特定

原告らが本件訴えで違法を問題とする財務会計上の行為は、補助金の訴外会社に対する支出行為であるのか、補助金の国への返還行為であるのか、あるいはそれ以外の行為であるのか、特定されたい。

2 違法の特定

求釈明事項1に対する回答と併せて、原告の主張する具体的財務会計行為との関係で、違法性の根拠及び内容を特定し、具体的に主張されたい。

以 上